生産緑地地区に係る他の権利消滅確約書

令和　　年　　月　　日

我 孫 子 市 長　あて

住　所

氏　名

電　話

生産緑地法第１０条の規定に基づいて買取りを申し出た土地に関して、同法第１２条第１項又は第２項の規定により買取る旨の通知がなされた場合、当該土地に係る所有権以外の権利を消滅させることを確約します。

記

買取り申出の土地の所在及び地番	地　目	面積（m²）	権 利 の 種 類